4　処分の原因となった事実　同社は、下請けとして請け負った２件の工事において、元請けである昭和住建㈱より一括して建設工事を請け負っていた。このことは建設業法第22条で定められる一括下請負の禁止に違反し、同法第28条第１項第４号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年３月 13 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成24年２月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　昭和住建株式会社　花　　一夫　大阪府大阪市都島区中野町５―７―８　国土交通大臣許可（特―19、23）第17582号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成24年３月14日から平成24年３月28日までの15日間
4　処分の原因となった事実　同社は、元請けとして請け負った２件の工事において、監理技術者を配置したが、下請け契約を行う㈱昭和工務店の担当者が常駐することで、同社の監理技術者は専任する必要はないと判断し、同時期に複数の別工事の主任技術者として従事させており、当該工事において当該監理技術者は実質的な関与を行っていなかった。このことは建設業法第22条で定められている一括下請負の禁止に違反し、同法第28条第１項第４号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年３月 13 日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　処分をした年月日　平成24年２月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社モトタテ　富樫　洋一　山形県酒田市宮海字明治99―１　国土交通大臣（般、特―18）第14241号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）（左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年１月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第２４１２号
東京都港区新橋５丁目22番10号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍大分県大分市大字三芳810番地１、最後の住所大分県大分市大字三芳810番地の１、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日平成23年２月14日、出生の場所大分県別府市、出生年月日昭和32年９月15日、職業不詳
被相続人　亡　小野　英人
事務所大分県大分市都町２丁目７番４号　弁護士法人徳田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野尻　昌宏
大分家庭裁判所

平成２４年（家）第２８６号
大分県大分市大字皆春427番地の32
申立人　春名　幸子
本籍大分県大分市大字皆春427番地32、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日平成23年12月８日、出生の場所兵庫県佐用郡平福町、出生年月日昭和18年７月18日、職業自営業
被相続人　亡　春名　將宏
事務所大分市中島西３丁目２番26号　大分弁護士ビル５階
相続財産管理人　弁護士　山下　昇悟
大分家庭裁判所

平成２４年（家）第１３号
鹿児島県奄美市名瀬幸町25番８号
申立人　奄美市
本籍鹿児島県奄美市名瀬柳町370番地、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬大字知名瀬2369番地13　なぎさ園、死亡の場所鹿児島県奄美市、死亡年月日平成23年11月30日、出生の場所鹿児島県大島郡笠利村、出生年月日大正７年１月10日、職業無職
被相続人　亡　寺師アヤ子
事務所鹿児島県奄美市名瀬末広町18番25号グランセ末広ビル６Ｆ末広町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　穂人
鹿児島家庭裁判所名瀬支部

平成２４年（家）第７００１号
沖縄県宮古島市平良字久貝650番地６
申立人　松本　理絵
本籍高知県安芸郡芸西村和食甲2590番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所沖縄県宮古島市、死亡年月日平成23年９月８日、出生の場所高知県安芸郡芸西村、出生年月日昭和31年１月18日、職業会社社長
被相続人　亡　松本富士雄
那覇市前島２丁目９番13号　大城物産ビル２階
相続財産管理人　弁護士　阿波連　光
那覇家庭裁判所平良支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２４年（へ）第１０号
大阪市平野区瓜破東８丁目７番17号
申立人　ふたば産業株式会社
代表者代表取締役　松本　　篤
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月４日
平成24年２月24日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＤＤ85839
金額　828,655円
支払人　株式会社池田泉州銀行大宮町支店
支払地　大阪市
振出日　平成24年１月10日
振出地　大阪市
振出人　関西給食株式会社　代表取締役　福崎　敏博
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
札幌市白石区川北１条２丁目１番13号
申立人　株式会社スクラッチビルド
代表者代表取締役　柳瀬　尚樹
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月25日
平成24年２月27日　　北見簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＲＫ000131
金額　3,000,000円
支払期日　平成23年10月５日
支払地　北見市
支払場所　北見信用金庫三輪支店
振出日　平成23年６月15日
振出地　北見市
振出人　株式会社村田塗料店　代表取締役　村田　敏朗
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＲＫ000132
金額　349,440円
支払期日　平成23年10月５日
支払地　北見市
支払場所　北見信用金庫三輪支店
振出日　平成23年６月15日
振出地　北見市
振出人　株式会社村田塗料店　代表取締役　村田　敏朗
受取人　申立人
最終所持人　申立人